

甲斐市 子育て ガイドブック



令和8年4月

はじめに

甲斐市では、「甲斐市で子育てができて非常に助かった」と思っていただけのように、出産や子育てに関する様々な不安や負担をできるだけ軽減し、子どもを安心して産み、すこやかに育てていけるような環境づくりと地域社会全体での子育て支援体制づくりを総合的に進めています。

本ガイドブックは、出産を控えた家庭から子育て家庭を対象とした各種支援制度の概要や、困ったときの相談窓口、親子でのお出かけ場所やご参考いただきたい事業など、甲斐市の子育てに関する情報を集約した冊子となっています。

困ったときの情報検索の手段として、また各ご家庭における子育てにご活用いただければ幸いです。

ご利用にあたって

本ガイドブックに掲載されている情報は、令和8年4月1日現在のものです。制度の改正などにより内容が変更となる場合がありますので、最新の情報については、子育て支援課および各担当課までお問い合わせください。

甲斐市子育て応援サイト「かいキッズ」

甲斐市で子育てをする人を応援するための公式サイト「甲斐市子育て応援サイト『かいキッズ』」が、みなさんの子育てをお手伝いします。「甲斐市 かいキッズ」で検索してください。

●見やすい新着情報・子育てカレンダー

子育てに特化した新着情報や子育てカレンダーなどを掲載し、子育てに関する情報がすばやくチェックできます。

●みんなが笑顔になれる写真を大募集 KaiSmile（かいすまいる）

「みんなを笑顔に！」をコンセプトに、笑顔の写真や、見たら思わず笑顔になってしまうような写真をサイトでご紹介。あなた自身や子どもの笑顔、部活動の仲間との笑顔、ペットや動物の写真など、サイトを見た人が「思わず笑顔になってしまう」写真をお待ちしています。



・申込方法

子育て応援サイト「かいキッズ」内の「KaiSmile」の下にある「写真を投稿する」から申し込みください。

・掲載期間

サイトに掲載されてからおおむね3か月

「こども家庭センター」の概要

妊産婦・乳幼児・保護者等

こども・家庭・保育所等・
学校・地域の方等

相談

一体的な支援の実施

相談

【母子保健機能】

旧「子育て世代包括支援センター」
(平成28年4月1日設置)
健康増進課内(母子保健係)

ネウボラ

●保健師や管理栄養士が相談内容に応じ対応

- 【妊娠期】…母子健康手帳の交付の際に、妊娠・出産・子育てに関する相談対応を行います。
- 【出産前後】…出産や産後の体調、育児についての不安や悩みがある際にはいつでも相談にのります。
- 【子育て期】…乳幼児健診や育児教室を実施します。地域で安心して子育てができるように、子育て支援機関等と連携しながら支援します。

- ◆随時の情報共有
- ◆合同ケース会議
- ◆切れ目のない継続した支援の実施

【児童福祉機能】

旧「子ども家庭総合支援拠点」
(令和4年4月1日設置)
子育て支援課内(子育て支援係)

●子育てに関する専門職※がこども・家庭全般に関する悩みに対応

※子ども家庭支援員/虐待対応専門員/社会福祉士

- こども・家庭・妊産婦からの相談対応と支援を行います。
- ・育児、しつけ相談
 - ・養護相談
 - ・育児疲れ
 - ・非行相談 など
- 虐待(通報・相談)に対応します。
- 児童相談所やこどもの所属機関(保育所・学校等)と連携し、支援します。

他機関との連携

「(仮称)篠原地区公園内
子ども体験学習施設」

- ・こどもの居場所
- ・他世帯との交流

ファミリー・サポート・センター/子育て支援センター/保育所等/病児保育/児童館/教育委員会/DV支援(くろーばー)/障がい者基幹相談支援センター など

民生児童委員/愛育会/ぱばまキッズ甲斐/こどもサポートやまなし/福祉サービス事業所 など

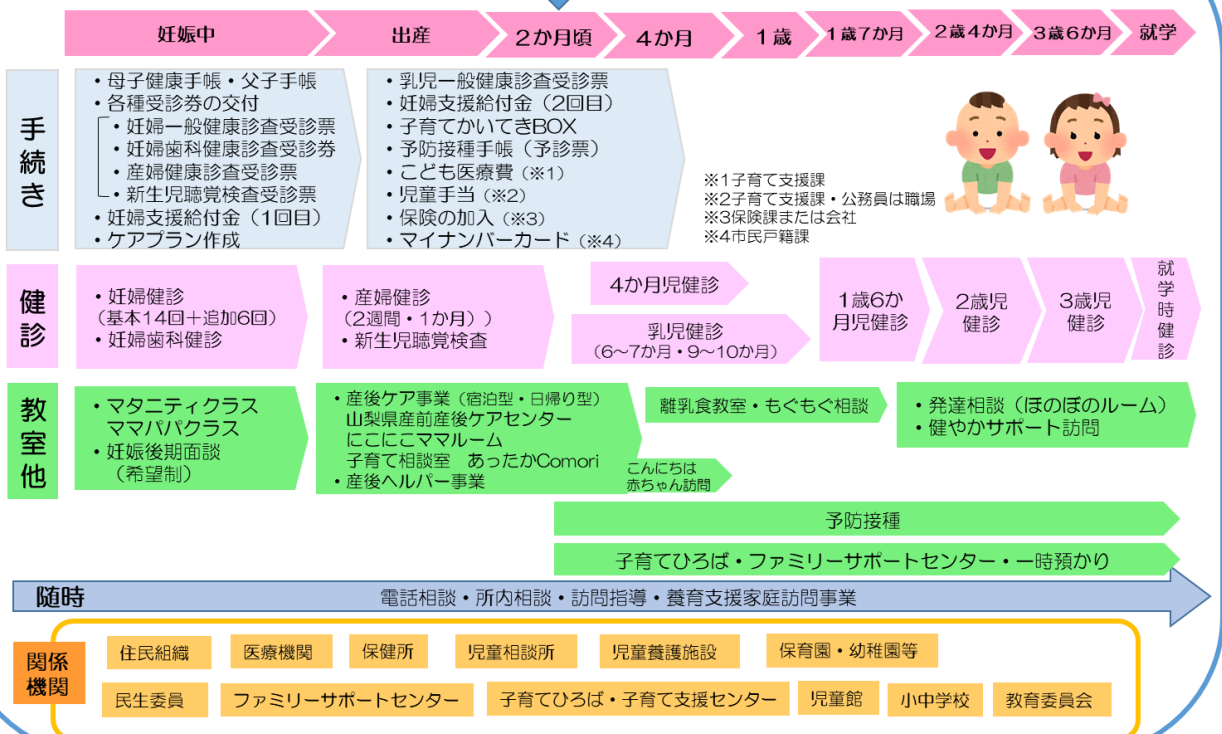
学校/児童相談所/警察/医療機関(産婦人科・小児科・主治医)/乳児院ひまわり/児童家庭支援センター(テラ・つばさ)/社会的養育機関エール など

甲斐市版ネウボラ事業

妊娠期から出産・子育て期のお子さんとその家族へ各種事業や個別の相談の実施、関係機関と連携を図り、切れ目のない子育て支援をしています。

こども家庭センター【子育て支援課・健康増進課内】

甲斐市版ネウボラ事業推進協議会



もくじ

01 妊娠、おめでとう！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

① 妊娠がわかった時の手続き

妊娠届の提出、母子・父子健康手帳の交付申請、子育てサポート帳、マタニティマーク、妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付事業、かいふぁみダイアリー(子育て支援アプリ)

② 妊婦さんとおなかの赤ちゃんの健康のために

妊婦健康相談、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、RSウイルス母子免疫ワクチン

③ 安心して赤ちゃんを迎えるために

マタニティクラス・ママパクラス

02 ようこそ！赤ちゃん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

① 赤ちゃんが誕生した時の手続き

出生届の提出やこども医療費受給者証の交付申請など

② 赤ちゃんのすこやかな成長のために

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、乳幼児健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査及び1か月児健康診査、新生児聴覚検査
産後ケア事業(日帰り型)「にこにこママルーム」「子育て相談室」「あったかComori 休息を含むケア/相談事業」、産後ケア事業(宿泊型)、乳幼児発達相談「ほのぼのルーム」、養育支援家庭訪問事業、離乳食教室、もぐもぐ相談、子育て相談(子育てひろば、子育て支援センター、家庭児童相談室、児童館、保育園)

③ 予防接種の種類と受け方

乳幼児期の予防接種の種類と受け方

④ 手当や支援など

出産育児一時金、国民健康保険税の軽減(産前産後期間)、未熟児養育医療制度、こども医療費助成金制度
児童手当制度、ブックスタート事業、チャイルドシート等貸与事業、すくすく赤ちゃん応援隊(産後ヘルパー)派遣事業、やまなし子育て応援カード

03 お子さまと一緒に出かけたい時には・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

① 親子教室・子育て支援センターなど

子育てひろば、子育て支援センター「ヤンチャリカ」(光学園)／「こあら」(竜王西保育園)、親子の遊び・学び教室、児童館の乳幼児教室、親子ふれあい木工教室(竜王ふれあい館)、子育てサロン「クローバー」

② 児童館

竜王ふれあい館／玉幡児童館／竜王北児童館／竜王東児童センター／竜王西児童館／竜王南児童館／
敷島ふれあい中央児童館／敷島なかよし児童館／敷島みなみ児童館／双葉西児童館／双葉東児童館

③ 公立保育園(親子いっしょに)

公立保育園の園庭開放

④ 図書館

竜王図書館／敷島図書館／双葉図書館

⑤ 公園

赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)／敷島総合公園／玉幡公園(Kai・遊・パーク)／信玄提公園／
双葉水辺公園／島上条公園(志麻の里フレンドパーク)／やはた公園

⑥ その他の施設

歴史民俗資料館

04 一時的なお子さまの預かりや育児援助・・・・・・・・・・・・・・・・ P17

① 一時預かり事業

② 幼稚園の預かり保育

③ 甲斐市ファミリーサポートセンター

④ 子育て短期支援(ショートステイ)事業

⑤ こども誰でも通園制度

もくじ

05 保育園・幼稚園等への入園 P19

①利用の仕方

施設の種類、利用の流れ、認定区分、申し込みが可能な施設・子どもの認定区分

②保育料などの助成

保育料の軽減(2子以上・母子父子家庭・障がい児)

③2号・3号の延長保育事業

④1号の一時預かり事業

⑤病児・病後児保育事業「よつば」

⑥甲斐市内の保育園等一覧

⑦幼児教育・保育の無償化について

無償化の対象、主食費及び副食費の軽減、認可保育園・幼稚園・認定こども園等を利用する子ども、幼稚園や認定こども園(1号)の預かり保育を利用する子ども、認可外保育施設等を利用する子ども、企業主導型保育事業を利用する子ども、障害児通園施設を利用している子ども

06 小学生になる時には P27

①小学校への入学と助成

小学校への入学について、就学時健康診断、就学援助制度

②通学区域

③指定学校の変更許可について

指定学校変更制度、区域外就学制度

④放課後児童クラブ(学童保育)

07 ひとり親家庭への支援 P29

①手当や支援など

児童扶養手当制度、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金、ひとり親家庭医療費助成制度

08 障がいを持つお子さまへの支援 P30

①手帳の交付

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

①手当や支援など

各種福祉手当・医療費助成、障害者総合支援法および児童福祉法による福祉サービス

09 みんなで防ぐ！子どもへの虐待 P31

①児童虐待について

児童虐待の種類、こんなサインはありませんか、あなたにできること、相談・通報の際のポイント

②DV(ドメスティックバイオレンス)について

DVの種類、DVと子ども虐待、相談先

10 悩みや気になることを相談したい時には P32

①児童や家庭の問題についての相談

②子育てについての相談

③子どもの発達・発達についての相談

④子育ての総合相談窓口

⑤心の健康についての相談

⑥不妊治療費助成

⑦不妊相談

11 もしもの時には P33

①休日・夜間・救急時の相談先

山梨県小児救急電話相談

②休日・夜間・救急時の医療機関

小児初期救急医療センター

③子どもの誤飲事故が起こった時の相談先

④県内の医療機関について

(公財)日本中毒情報センター(中毒110番)

⑤ご家庭での応急措置など

① 妊娠がわかった時の手続き

■妊娠届の提出、母子・父子健康手帳の交付申請

妊娠がわかったら、すみやかに妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けましょう。

母子健康手帳は、妊娠期から乳幼児期までの健康や子育ての記録をしていくものです。こまめに記入し、大切に保管しましょう

また、市では、お父さんが積極的に育児ができるように、妊娠・出産・育児についての理解や知識を深めたり、子育ての記録ができる父子健康手帳も一緒にお渡ししています。ぜひご活用ください。

■子育てサポート帳

母子健康手帳の交付時に、「子育てサポート帳」をお渡ししています。妊娠期・出産期において、一人ひとりの思いを大切に、安心して日々を過ごせるように、妊娠・出産・子育て期のサポートを提案します。

■マタニティマーク

妊婦さんにとって住みやすい地域づくりを願い、母子・父子健康手帳交付時に市内の妊婦さんに「マタニティマークグッズ」などを配布します。

このガイドブックをご覧になっているみなさまにも、「電車やバスなどで席をゆずる」「近くでの喫煙はひかえる」など、妊婦さんへのあたたかい配慮をお願いします。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694
 敷島庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎055-277-3112
 双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎0551-20-3650

■妊婦等包括相談支援事業
及び妊婦のための支援給付事業

全ての妊婦・子育て世帯が、安心して出産・子育てできるよう、妊婦給付認定と妊婦支援給付金の支給を行います。また、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援を実施しています。

妊娠時：面談、妊婦支援給付金（1回目）

5万円 ※要申請

妊娠後期：アンケート（希望制で面談）

出産時：面談、妊婦支援給付金（2回目）

5万円 ※要申請

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■かいふぁみダイアリー(子育て支援アプリ)

健診・教室等の情報が掲載されるほか、予防接種や育児状況の管理を行うことができる甲斐市の公式アプリです。お子さんの写真等の成長記録も登録でき、アプリを入れたご家族で共有することもできます。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

② 妊婦さんとおなかの赤ちゃんの健康のために

■妊婦健康相談

母子健康手帳の交付時に、健康相談を行っています。妊娠中の心配事などを、お気軽にご相談ください。

■妊婦一般健康診査

妊婦さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えるために、妊娠中は定期的に健診を受けましょう。

県内の指定医療機関で「妊婦一般健康診査受診票」を提出すると、健診費用が助成されます。

※里帰りのため県外にて妊婦健診を受診する人は、受診票の回数分の償還払いができます。

■妊婦歯科健康診査

歯周病菌の影響で早産や低出生体重児での出産リスクが高まるため、妊娠中の口腔疾患予防や口腔衛生を良好に保つことが重要です。「妊婦歯科健康診査受診票」を利用し、妊娠中に歯科健康診査を受けましょう。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■RSウイルス母子免疫ワクチン

妊婦中に接種することにより、RSウイルスに対する抗体がお母さんの体内で作られます。胎盤を通じてその抗体が赤ちゃんへ移行することで、赤ちゃんをウイルスから守り、RSウイルス感染症を原因とする肺炎などを予防します。

対象者：接種日に、甲斐市に住民票がある妊娠28週0日から36週6日までの方

※妊娠毎に1回、無料で接種できます。

問い合わせ先

健康増進課 健康企画係 ☎055-278-1694
 敷島庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎055-277-3112
 双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎0551-20-3650

③ 安心して赤ちゃんを迎えるため

■マタニティクラス・ママバパクラス

市では、すこやかな赤ちゃんの誕生を願い、妊婦さんとそのご家族を対象に、マタニティクラス・ママバパクラスを開催します。

妊娠中の過ごし方や育児について体験を交えて学んだり、子育て仲間と交流しませんか。

【対象者】 妊婦及びその家族

※申し込み、開催日等は、広報誌・ホームページでご確認ください。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

① 赤ちゃんが誕生した時の手続き

■ 出生届の提出やこども医療費受給者証の交付申請など

出生届は、お子さまの権利能力を取得する届出であり、最初に戸籍に記載される大切な届出です。生まれた日を含めて14日以内に、必ず提出しましょう。

また、こども医療費受給者証の交付申請など各種手続きも一緒に行いましょう。

種類	届出期間	必要なもの	届出先	問い合わせ先
出生届	生まれた日を含めて14日以内 (14日目が休日の場合はその翌日)	出生届書(医師などの出生証明書添付)、母子健康手帳、届出人の印鑑	父母の本籍地・届出人の所在地・子どもの出生地のどれかの市役所窓口(甲斐市の場合は、竜王庁舎市民戸籍課、敷島・双葉庁舎市民地域課)	竜王庁舎 市民戸籍課 戸籍係 ☎055-278-1664 敷島庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎055-277-3112 双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎0551-20-3650
出生連絡票の提出	出産後すみやかに	出生連絡票 母子健康手帳	竜王庁舎健康増進課 敷島・双葉庁舎市民地域課	竜王庁舎 健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694 敷島庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎055-277-3112 双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎0551-20-3650
マイナンバーカード (マイナ保険証)	なし ※出生届と一緒に申請が可能	母子健康手帳	竜王庁舎市民戸籍課 敷島・双葉庁舎市民地域課	竜王庁舎 市民戸籍課 住民記録係 ☎055-278-1664
国民健康保険への加入 ※対象者が限られています。	生まれた日を含めて14日以内 (14日目が休日の場合はその翌日)	マイナンバーカード等、母子健康手帳、(出産育児一時金が支給される場合、世帯主の銀行口座がわかるもの、領収書または明細書、直接支払制度に関する文書)	竜王庁舎保険課 敷島・双葉庁舎市民地域課	竜王庁舎 保険課 国民健康保険税係 ☎055-278-1665 敷島庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎055-277-3112 双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎0551-20-3650
こども医療費受給者証の交付申請	生まれた日の翌日から15日以内 (15日目が休日の場合はその翌日)	子どもの保険情報がわかるもの(下記のいずれか) ①マイナポータルでの保険情報確認 ②資格確認書 ③資格情報のお知らせ ※①はマイナ保険証利用登録を行っている方のみ可能です。 ※出生届提出時に上記のいずれも無い場合は、後日持参した際に受給者証を発行します。	竜王庁舎子育て支援課 敷島・双葉庁舎市民地域課	竜王庁舎 子育て支援課 児童係 ☎055-278-1692 敷島庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎055-277-3112 双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎0551-20-3650
児童手当の認定請求 ※公務員の場合は勤務先への申請となります。	生まれた日の翌日から15日以内 (15日目が休日の場合はその翌日)	請求者本人の健康保険情報がわかるもの、請求者本人の銀行等口座がわかるもの、請求者及び配偶者のマイナンバーカード等 ※この他、必要に応じて提出する書類があります。	竜王庁舎子育て支援課 敷島・双葉庁舎市民地域課	竜王庁舎 子育て支援課 児童係 ☎055-278-1692 敷島庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎055-277-3112 双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎0551-20-3650

※出産育児一時金の直接支払い制度については、P11をご参照ください。

※詳しくは、お問い合わせください。

② 赤ちゃんのすこやかな成長のために

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭に、保健師や助産師が訪問します。お子さまの成長の確認、お母さんのお悩み相談や子育て情報の提供などにより、楽しい子育てを支援します。

※出生連絡票をもとに、ご連絡の上、訪問します。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■乳幼児健康診査

乳幼児の身体・精神面の健全な成長、発達を確認するために、市では4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診を実施しています。病気や発達の遅れなどを早期発見するための大切な健診ですので、必ず受けましょう。

※事前に個人通知をお送りします。

【会場】竜王・敷島保健福祉センター

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■産婦健康診査

産後のうつ予防及び育児不安を軽減するため、産婦健康診査を受けましょう。指定医療機関で「産婦健康診査受診票」を提出すると、費用の一部助成が受けられます。指定医療機関以外の病院で受診した場合は、必須項目をすべて受診した場合に限り、償還払いの申請ができます。（受診票は母子健康手帳申請時に窓口にて交付しています）

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■乳児一般健康診査及び1か月児健康診査

市が行う乳幼児健診の他に、お子さまが1歳になるまでの間に、公費負担で病院でも健診を受けることができます。

生後27日を超え、6週に達しないお子さま(※)は「1か月健康診査受診票」を、その他のお子さまは、「乳児一般健康診査受診票」を提示すると、県内の指定医療機関で健診費用の助成が受けられます。お子さまが、心身ともにすこやかに成長するために、ぜひご活用ください。指定医療機関外での受診では、償還払いの対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※令和8年4月1日以降の出生児より対象

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

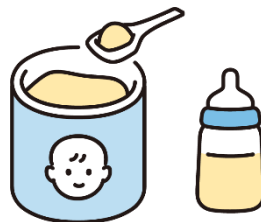
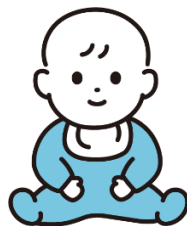
■新生児聴覚検査

赤ちゃんの聴覚に関する異常の早期発見及び早期療育を行うため、新生児聴覚検査を受けましょう。市の指定医療機関で「新生児聴覚検査受診票」を提出すると、費用の一部助成が受けられます。指定医療機関以外の病院で受診した場合は、償還払いの申請ができます。

※受診票は母子健康手帳申請時に窓口にて交付

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694



② 赤ちゃんのすこやかな成長のために

■産後ケア事業(日帰り型)

「にこにこママルーム」「子育て相談室」

産後の不安感や悩みを軽減することを目的として、このはな産婦人科で、医師、保健師、助産師、心理職がー丸となり生後1か月半～4カ月健診前のお子さまとお母さんを対象に産後ケア事業を実施しています。

お子さまの成長、授乳相談やお母さん同士の交流を目的とした集団事業として「にこにこママルーム」、育児不安などの緩和やメンタルヘルスの安定を図ることを目的とした個別相談事業として「子育て相談室」を開催しています。

【会場】このはな産婦人科（甲斐市西八幡1950-1）
※詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

「あったかComori 休息を含むケア/相談事業」

産後のお母さんが休息により心身の回復を図るとともに、赤ちゃんとの暮らしに自信が持てるよう、助産師等の専門職から育児の手技や悩み、母体のケアなどの相談や指導を受けることができます。

【利用までの流れ】

①休息を含むケア

市に申請→決定通知交付→利用日予約→サービス利用

②相談事業

利用日を直接予約

※詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

	①休息を含むケア 〈預かりと育児相談〉	②助産師による相談事業 〈育児相談〉
対象	甲斐市に住所を有する母子（市税等滞納のない者）	
利用期間	産後6か月未満	産後1年未満
利用日時	週3日：10時～16時	週5日：9時～16時
利用回数	1回の出産で5回(5日/人)	制限なし
自己負担額	乳児1人につき500円/回	なし(無料)
会場	竜王レディースクリニック(甲斐市篠原2199)	

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■産後ケア事業(宿泊型)

医療的な処置を要しないものの、育児への不安や負担感を有する産後4か月までの母親とその乳児が宿泊しながら、母体のケアと育児に関する相談、沐浴や授乳の指導などを助産師等が提供する事業です。また、不安や悩みを抱える母親同士の交流を図りながら、安心感を得て、自宅での育児に向かえるような場となることを目的としています。

●利用対象

- ・市内在住の原則として産後4か月までの母と子
※市町村民税等の滞納のない方

●事業内容

利用者の心身の状況をみながら、4日間程度の滞在中に以下の支援を行います。

- ・母体のケア
- ・沐浴、授乳や抱き方などの育児指導
- ・母親同士の交流機会の提供
- ・子育て支援情報の提供

●実施施設(宿泊型産後ケア事業委託先)

【山梨県産後ケア事業運営事業者】
健康科学大学産前産後ケアセンター
(笛吹市石和町窪中島587-112)
☎055-268-3575

●利用料金

利用者負担 3,600円（1泊2食）※昼食は別途。

●利用方法

申し込み、利用方法についてはホームページをご覧ください。

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694



② 赤ちゃんのすこやかな成長のために

■乳幼児発達相談「ほのぼのルーム」

発達・発育・育児に関して、心理士が相談・指導を行い、発育・発達や育児の支援を行います。

精神・運動機能などの発達が気になる乳幼児、または育児不安がある保護者が対象です。

お子さまについて、気になることがあれば、まずはご相談ください。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■養育支援家庭訪問事業

育児ストレスや産後うつなど、子育てに不安や困りごとを抱えるご家庭に、保健師・家庭相談員などが訪問し、子育てについての相談支援を行います。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694



■離乳食教室

お子さまの成長に合わせ、7か月児を対象に教室を開催しています。調理実習をとおして離乳食のすすめ方を楽しく学びませんか。子育て仲間同士で、子育てに関する情報交換もできます。

※開催日時や場所などは、通知、広報誌で確認してください。

※開催日の1週間前までに、お申し込みください。

※試食は保護者のみとなります。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■もぐもぐ相談

お子さまの離乳食に関する相談会を管理栄養士が担当し、実施しています。

些細なことでもお気軽にご相談ください。

●対象

4カ月～1歳6カ月を目安としていますが、離乳食のご相談であれば、月齢は問いません。

※開催日時等については、広報誌でご確認ください。

※オンラインでの相談も受け付けています。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■子育て相談(子育てひろば、子育て支援センター、家庭児童相談室、児童館、保育園)

子育てひろばや子育て支援センター、家庭児童相談室(子育て支援課内)、児童館、公立保育園では、子育てに関する情報の提供や育児相談を行っています。

なお、敷島子育てひろばには子育て相談専用電話がありますので、まずはお気軽にお電話ください。

[子育て相談専用電話(敷島子育てひろば)]

☎055-277-1260

火～土曜(休日・年末年始は除く) 9:30～17:00

問い合わせ先

敷島子育てひろば ☎055-277-1762

竜王子育てひろば ☎055-278-1120

子育て支援センター(光学園) ☎0551-28-1566

子育て支援センター(竜王西保育園) ☎090-2267-9182

家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎055-278-1692

各児童館についてはP14参照

各公立保育園についてはP21参照

③ 予防接種の種類と受け方

■乳幼児期の予防接種の種類と受け方

お子さまの健やかな成長のために、予防接種の必要性や特徴を理解し、体調の良い時に接種しましょう。

【場 所】指定医療機関（要予約）※ホームページをご確認ください。

【持 ち 物】母子健康手帳・保険証・予防接種手帳（予診票）

【接 種 費 用】無料

予防接種の種類		対象者	標準的な期間	接種方法・回数	備考
B型肝炎 (不活化ワクチン)		1歳に至るまでの間	生後2月に至った時から 生後9月に至るまでの期間	27日以上の間隔で2回接種。 1回目の接種から139日以上の間隔をお いて3回目を接種。	
ロ タ (生ワクチン)	ロタリックス®	出生6週0日後～ 24週0日後までの間	初回接種については、 生後2月に至った日から 出生14週6日後までの間	27日以上の間隔で2回	
	ロタテック®	出生6週0日後～ 32週0日後までの間		27日以上の間隔で3回	
小児肺炎球菌 (不活化ワクチン)		生後2月から生後60月 に至るまでの間	初回接種：生後2月から 生後7月に至るまでの間 追加接種：生後12月から生後 15月に至るまでの間に初回接 種終了後から60日以上の間隔 をおく	生後24月に至るまでの間に、 27日以上の間隔をおいて3回接種。 初回接種終了後60日間以上の間隔をお いて、生後12月に至った日以降に1回 接種。	*初回接種の開始時期により 接種回数が異なります。
5種混合 ・ジフテリア ・百日咳 ・破傷風 ・ポリオ ・ヒブ (不活化ワクチン)		生後2月から生後90月 に至るまでの間	1期初回：生後2月に達した時 から生後12月に達するまでの 期間 第1期追加：1期初回終了後、 6月から18月までの間隔をおく	20日以上の間隔で3回接種。 第1期初回接種終了後、 6月以上の間隔で1回接種。	
BCG (生ワクチン)		1歳に至るまでの間	生後5月に達した時から 生後8月に達するまで	1歳までに1回接種。	
水 痘 (生ワクチン)		生後12月から生後36 月に至るまでの間	1回目：生後12月から15月に 達するまで 2回目：1回目の終了後6月か ら12月までの間隔をおく	3か月以上の間隔で2回接種。 (標準的には6月から12月まで)	
麻しん・風しん混合 (生ワクチン)		1期：生後12月から24月に至るまでの間 2期：年長児（小学校就学1年前の児）		1回 1回	
日本脳炎 (不活化ワクチン)		生後6月から生後90月 に至るまでの間	1期初回：3歳に達した時から 4歳に達するまでの期間 1期追加：4歳に達した時か ら5歳に達するまでの期間	6日以上の間隔で2回接種。 標準的には6日～28日の間隔で2回接種。 初回接種終了後、6月以上の間隔で 1回接種。 標準的には、おおむね1年以上の 間隔で1回接種。	

◎対象年齢や期間を過ぎた場合は、全額自己負担（定期予防接種対象外）となるのでご注意ください。

◎予防接種手帳は出生時に出生連絡票と引き換えでお渡ししています。詳しくは、お問い合わせください。

④ 手当や支援など

■ 出産育児一時金

健康保険や国民健康保険などの被保険者やその被扶養者が出産した時、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

支給対象は、妊娠4か月（85日）以上の出産で、早産、死産、流産、人口妊娠中絶も含まれます。

● 支給額 50万円

※妊娠22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は、48万8千円。

■ 直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関等が行う制度です。出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、退院時に出産費用全額を支払う必要がなくなります。

出産費用が出産育児一時金を下回ったときは、加入している健康保険組合などに申請することにより、差額の支給を受けることができます。

※直接支払制度を利用するか、加入している健康保険組合などへ直接請求するかは、選択できます。

問い合わせ先

● 甲斐市国民健康保険の加入者

保険課 国民健康保険給付係 ☎055-278-1665

● 甲斐市国民健康保険を除く健康保険加入者

加入している健康保険

（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など）

■ 国民健康保険税の軽減（産前産後期間）

該当年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、単胎妊娠の場合は、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月相当の4カ月分が減額されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

【対象者】 出産予定または出産した国民健康保険被保険者

【受付期間】 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

【必要書類】 届出書、母子健康手帳など

問い合わせ先

保険課 国民健康保険税係 ☎055-278-1665



■ 未熟児養育医療制度

出生体重が2,000g以下、または医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、指定医療機関において治療に必要な医療費の助成を行う制度です。（一部自己負担金が生じます）※お子様が入院中に申請する必要があります。

【対象者】

甲斐市に住所を有し、医師が入院養育を認めた未熟児が対象となります。

【給付の期間】

養育医療の給付に係る入院治療の全期間とし、満1歳未満（1歳の誕生日前々日）までとなります。

問い合わせ先

子育て支援課 児童係 ☎055-278-1692

■ こども医療費助成金制度

0歳～18歳のこどもの通院や入院の際にかかった医療費の自己負担分を助成します。

【助成内容】

保険適用内の通院費、入院費、入院時食事療養費標準負担額を助成します。（高額療養費、附加給付金は除く）

※次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・生活保護を受けている方
- ・他医療制度助成対象の方
- ・児童福祉施設に入所、里親に委託している方

※次に該当するものは対象となりません。

- ・保険適用外費用（文書料、健診、予防接種、部屋代など）
- ・学校内でのケガ等による入通院で、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の給付を受ける場合
- ・交通事故など第三者行為に該当する場合 など

【償還払い（自己負担額支払後に市へ請求）となる場合】

- ・山梨県外の医療機関を受診したとき
- ・入院時食事療養費標準負担額を支払ったとき
- ・受給資格者証を提示せずに受診したとき
- ・整骨院や接骨院などで療養を受けたとき
- ・治療用装具（補装具・弱視用メガネ）をつくったとき
- ・加入している保険が県外の国民健康保険（組合）の方

【償還払いの申請に必要なもの】

- ・こども医療費助成金請求書
- ・領収書の原本
- ・保護者名義の振込口座がわかるもの
- ・保険者からの支払通知（高額療養費等が支給された場合、全額自己負担した場合）
- ・医師の診断書・指示書（補装具、弱視用メガネの場合）

【償還払いの申請期限】

- ・診療月から2年以内

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

子育て支援課 児童係 ☎055-278-1692

④ 手当や支援など

■児童手当制度

次世代の社会を担う子どものすこやかな育ちを社会全体で応援するために、児童を養育する父母等に手当を支給します。

必要書類を市役所窓口へ提出し、申請手続きを行ってください。

【支給対象者】

高校生年代までの子（0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある子）を養育している方。（公務員の方は勤務先での支給）

【支給日】

甲斐市の支給日は15日です。

原則、年6回（偶数月）にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

※支給日が土日祝日にあたる場合はその前の平日に支給します。

【支給額】

3歳未満	第1子、第2子	月額15,000円
	第3子以降	月額30,000円
3歳以上高校生年代	第1子、第2子	月額10,000円
	第3子以降	月額30,000円

※「第3子以降」とは大学生年代（22歳到達後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3人目以降をいいます。

※学校給食費や保育料などを滞納しながら、児童手当を子どもの育ちと関係のない用途に用いることのないよう、ご理解をお願いします。

問い合わせ先

子育て支援課 児童係 ☎055-278-1692

■ブックスタート事業

ブックスタート事業は、子どもとその保護者が「絵本」を介して、言葉と心を通わす、かけがえのないひと時をもつことを応援する事業です。

市内在住の乳幼児を対象に、4か月児健診時と2歳児健診時に、絵本を1冊ずつプレゼントしています。

年齢にあったおすすめ本のリストも、4か月児、1歳6か月児、2歳児、それぞれの健診時にお渡ししています。ぜひご利用ください。

問い合わせ先

竜王図書館 ☎055-278-0811
敷島図書館 ☎055-277-9955
双葉図書館 ☎0551-20-3669



■チャイルドシート等貸与事業

乳児の交通安全とチャイルドシートの着用促進、福祉増進のために、ベビーシート・チャイルドシートの無料貸与を行っています。ウェブ申請または市役所窓口にて印鑑、母子健康手帳などをご持参のうえ、申請手続きを行ってください。出産予定日の1か月前から申請可能です。

【対象者】

本市の住民基本台帳に記載されている方で、乳児の保護者である方

【貸与期間】

乳児の出生の日から 18か月に達する日まで

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694
敷島庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎055-277-3112
双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係 ☎0551-20-3650

■すくすく赤ちゃん応援隊(産後ヘルパー)派遣事業

お母さんが産後の体調不良などにより、家事や育児が困難なご家庭に訪問支援員を派遣します。

食事の準備や後片付けなどの家事援助、おむつ交換などの育児支援を行い、産後のお母さんを応援します。

【利用時間】

9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
1回2時間以内・1日2回まで

【利用料】

1回2時間以内 自己負担金額600円
※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

■やまなし子育て応援カード

協賛店舗を利用するときに「やまなし子育て応援カード」を提示すると、商品の割引などのサービスを受けることができます。

妊婦さんまたは18歳未満のお子さまがいる世帯を対象に交付していますので、住民登録のある市町村窓口で申請してください。（1世帯につき1枚）

県内の協賛店舗やサービス内容の詳細は、
<http://www.yamanashi-kosodate.net/ouencard>

または、「やまなし応援カード」で検索。

県外については、「全国共通展開参加自治体」で検索して、ご確認ください。

【必要なもの】

対象世帯を確認できるもの（運転免許証など）

問い合わせ先

子育て支援課 児童係 ☎055-278-1692

① 親子教室・子育て支援センターなど

■子育てひろば

市内在住の乳幼児とその保護者が自由に遊びながら交流・情報交換ができる場で、すべり台や大型ソフトブロックなどがあるプレイルーム、開館時間内であればいつでも利用できる授乳コーナー付の食堂を備えています。

子育てひろばでは、「ポケットに入れて持ち帰り親子で遊べる」をコンセプトに、手遊びや歌・読み聞かせを行う「ぼけっとひろば」「ドラひろば」などを開催しています。

子育て相談も随時行っていますので、どうぞお気軽にご活用ください。

※ぼけっとひろば・ドラひろばなどの開催日時は、広報誌・ホームページで確認してください。

問い合わせ先

「敷島子育てひろば」(3歳未満まで)

甲斐市島上条1248-1(敷島保育園隣り)

☎055-277-1762

☎055-277-1260(子育て相談専用電話)

「竜王子育てひろば」(4歳未満まで)

甲斐市富竹新田973-4(竜王東児童センター内)

☎055-278-1120

【利用時間】

火～土曜(休日・年末年始は除く) 9:30～17:00

■子育て支援センター

「ヤンチャリカ」(光学園)

「こあら」(竜王西保育園)

未就園児と保護者が、自由に遊びながら交流・情報交換ができる場として、いろいろな楽しいイベントを開催します。育児不安などについての電話相談も行っていますのでお気軽にご相談ください。

※開催日時や場所などは、広報誌・ホームページで確認してください。

※定員制のイベントもあります。詳しくは、各園にお問い合わせください。

問い合わせ先

「光学園」下今井2374-1 ☎0551-28-1566

「竜王西保育園」竜王1671 ☎090-2267-9182

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692



■親子の遊び・学び教室

乳幼児とそのご家庭や妊婦さんを対象に、講師の指導のもと、いろいろな遊びやマタニティストレッチ、子育て相談会などの講座を開催します。(参加無料・申し込み制・定員になり次第締切)

※開催日時や場所などは、広報誌・ホームページで確認してください。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

子育て支援課 児童係 ☎055-278-1692

■児童館の乳幼児教室

市内の児童館では、年間を通して体操や工作、季節の行事などを親子で楽しむ、乳幼児教室を開催しています。

全児童館合同の運動会やクリスマス会なども開催しますので、みなさまふるってご参加ください。

【対象者】6か月から3歳までの子どもと保護者

申込多数の場合はクラス分けを行う場合があります。

【開催日】月3回程度 10:30～11:30

【定員】各館20組程度

【参加費】乳幼児ひとりあたり 2,000円/年

問い合わせ先

各児童館(P14参照)

子育て支援課 児童係 ☎055-278-1692

■親子ふれあい木工教室(竜王ふれあい館)

山梨県産材を使用した木造施設「竜王ふれあい館」では、親子ふれあい木工教室を開催しています。親と子・親同士の交流の場としてご活用ください。

専門の講師やスタッフが指導しますので、経験の無い方でも、山梨県産材を使用したオリジナルの木工作品をつくることができます。

※開催日時や年間スケジュールなどは、広報誌・ホームページで確認してください。

問い合わせ先

子育て支援課 児童係 ☎055-278-1692

■子育てサロン「クローバー」

市内在住の未就園児の親子を対象に、子育てボランティアによる歌と手遊び、工作などを行うサロンを、年5回開催しています。(参加無料・申し込み制・定員になり次第締切)

※開催日時や年間スケジュールなどは、広報誌・ホームページで確認してください。

問い合わせ先

甲斐市社会福祉協議会 ☎055-277-1122

甲斐市島上条3163(敷島保健福祉センター内)



② 児童館

■ 竜王ふれあい館／玉幡児童館／竜王北児童館／竜王東児童センター／竜王西児童館／竜王南児童館／
敷島ふれあい中央児童館／敷島なかよし児童館／敷島みなみ児童館／双葉西児童館／双葉東児童館

児童の健全な育成を担う場として、市内には11か所の児童館があり、乳幼児教室（P13）や学童保育（P28）、小学生を対象としたイベントを実施しています。

館内の遊戯室や図書室などで自由に遊ぶことができ、保護者の子育て相談も随時行っています。

【利用時間】9:30～18:00 【休館日】日・祝日、年末年始、年度末

施設名	施設紹介	住所・TEL	学童保育 (要申請・有料)
竜王ふれあい館	市内で初めて「山梨県産材」をふんだんに使用した施設。駐車場／14台（うち障害者専用1台）	〒400-0115 甲斐市篠原2901-1 ☎055-278-2277	竜王さわやか教室
玉幡児童館	愛称「かしのき児童館」 駐車場／30台	〒400-0117 甲斐市西八幡 2671-2 ☎055-276-9656	玉幡さわやか教室
竜王北児童館	愛称「ききょう児童館」 駐車場／20台	〒400-0118 甲斐市竜王465 ☎055-279-1911	竜王北さわやか教室
竜王東児童センター	愛称「たけのこ児童館」 駐車場／40台	〒400-0113 甲斐市富竹新田973-4 ☎055-278-1178	竜王東さわやか教室
竜王西児童館	愛称「たつのご児童館」 駐車場／20台	〒400-0117 甲斐市西八幡3855 ☎055-279-3731	竜王西さわやか教室
竜王南児童館	愛称「もみじ児童館」 駐車場／20台	〒400-0115 甲斐市篠原1232-1 ☎055-279-7666	竜王南さわやか教室
敷島ふれあい中央児童館	愛称「ふれあい児童館」 駐車場／15台	〒400-0123 甲斐市島上条240-3 ☎055-277-9220	敷島ふれあい教室
敷島なかよし児童館	愛称「なかよし児童館」 駐車場／敷島北小学校併用	〒400-0123 甲斐市島上条1828-17 ☎055-277-1121	敷島なかよし教室
敷島みなみ児童館	愛称「わんぱく児童館」 駐車場／15台	〒400-0125 甲斐市長塚595-1 ☎055-277-9720	敷島みなみ教室
双葉西児童館	愛称「どんぐり児童館」 駐車場／20台	〒400-0107 甲斐市志田 157 ☎0551-28-4588	双葉西ふれあい教室
双葉東児童館	愛称「くわのみ児童館」 駐車場／10台	〒400-0104 甲斐市龍地6561-1 ☎0551-28-1214	双葉東ふれあい教室

③ 公立保育園(親子いっしょに)

■公立保育園の園庭開放

公立保育園(竜王西保育園を除く)5園では、地域の子育て支援の一環として、また育児についての相談・情報発・情報交換の場として、園庭開放を実施しています。(当日までに各園へ申し込み、妊婦さんから未就園児とそのご家族まで、自由に利用できます)

【開放日】 毎月水曜日の2回(詳しくは、各園にお問い合わせください)

【開放時間】 10:00~11:00

※ペットの同伴はご遠慮ください。

問い合わせ先

各保育園等(P.21参照)

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692

④ 図書館

■竜王図書館／敷島図書館／双葉図書館

市内3か所の図書館では、「家庭での1日1回読書タイム」を推進しています。お子さまの心の栄養となるよう絵本を取り入れた子育てとして様々な取り組みを行っています。

・ブックスタート ・幼稚園、保育園、児童館への移動図書館 ・読書手帳の配布 ・子ども向けおはなし会 など

●子ども向けおはなし会(参加無料・要申込)

乳児～幼児、幼児～小学生と、お子さまの成長に合わせて、親子で楽しむわらべうたや絵本のよみきかせ、パネルシアターや工作など、お子さまとふれあいながら楽しめるイベントを開催します。

※日時など、詳しくは、各図書館へお問い合わせください。

●図書館の利用について

図書館の利用カードは0歳から作ることができます。1枚のカードで市内の図書館を共通利用できます。

【貸出点数と期間】

・本、雑誌、紙芝居は20冊まで2週間・視聴覚資料は各館でDVD2点、CD等2点まで1週間

このほかにも、各館でインターネット検索用のパソコンや、無線LANサービスをご利用いただけます。

施設名	施設紹介	住所・TEL	利用時間(※)	休館日
竜王図書館	緑豊かな北部公園の一角にあり、心安らぐ雰囲気の良い図書館です。 所蔵数／29万冊 雑誌約150誌、新聞17紙 駐車場／90台(竜王庁舎と共用)	〒400-0115 甲斐市篠原2610-12 ☎055-278-0811	[平日] 9:30~19:00 [土・日・祝日の月曜] 9:30~18:00	金曜、国民の休日(土・日・月曜を除く)、年末年始(12/29~1/4)、蔵書点検期間、毎月最終平日(12月は28日、土・日の場合は金曜)
敷島図書館	一般図書館と分かれている児童図書館には、畳の空間があり、ゆったり気兼ねなくご利用いただけます。 所蔵数／16万冊 雑誌約50誌、新聞9紙 駐車場／300台 (敷島総合文化会館と共用)	〒400-0123 甲斐市島上条1020 ☎055-277-9955	[平日] 10:00~19:00 [土・日・祝日の水・金曜] 9:00~17:00	月曜、国民の休日(土・日・水・金曜を除く)、年末年始(12/29~1/4)、蔵書点検期間、毎月最終平日(12月は28日、土・日の場合は金曜)
双葉図書館	富士山など山々の大パノラマを眺めながら読書を楽しむガラス張りの建物で、アットホームな雰囲気の図書館です。 所蔵数／12万冊 雑誌約50誌、新聞11紙 駐車場／200台 (双葉ふれあい文化館と共用)	〒400-0105 甲斐市下今井230 ☎0551-20-3669	[平日] 10:00~19:00 [土・日・祝日の火・木曜] 9:00~17:00	月曜、国民の休日(土・日・火・木曜を除く)、年末年始(12/29~1/4)、蔵書点検期間、毎月最終平日(12月は28日、土・日の場合は金曜)

※市内小中学校夏季休業期間中は全館、全日9:00開館

⑤ 公園

■赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)／敷島総合公園／玉幡公園(Kai・遊・パーク)／信玄堤公園／双葉水辺公園／島上条公園(志麻の里フレンドパーク)／やはた公園

市内にはこの他にもたくさんの公園があります。ご家族そろってお出かけください。

公園名	公園紹介	住所・TEL・お問い合わせ	利用時間
赤坂台総合公園 (ドラゴンパーク)	甲府盆地や富士山、ハケ岳などを見渡せ、夜景スポットとしても人気です。 芝生広場、遊具、展望塔、ゴムチップウレタン舗装の園路、水飲み場、トイレ(おむつ交換台あり)、自動販売機、おむつ自動販売機、噴水(夏季限定)など。 駐車場／176台	〒400-0118 甲斐市竜王338-2 ドラゴンパーク ☎055-276-2161 都市計画課 ☎055-278-1669	〔公園〕 いつでも利用可(無料) 展望塔・アンダーパス 9:00～17:00(無料) ※展望塔・アンダーパス 月曜(祝日の場合は翌日)、年末年始 (12/29～1/3)は利用不可。
敷島総合公園	緑豊かな自然環境に恵まれた公園で、園内及び周辺に広がる梅園が人気です。梅園、遊具、あずまや、園路、水飲み場、トイレ、自動販売機など。 駐車場／乗用車85台、大型車両14台	〒400-0121 甲斐市牛匂2814 〔公園〕都市計画課 ☎055-278-1669 〔多目的運動場〕スポーツ振興課 ☎055-278-1698	〔公園〕 いつでも利用可(無料) 〔多目的運動場〕 利用時間や料金等は、お問い合わせください。
玉幡公園 (Kai・遊・パーク)	芝生広場、園路、遊具、水飲み場、トイレ、自動販売機など。 駐車場／95台	〒400-0117 甲斐市西八幡1896-2 〔公園〕都市計画課 ☎055-278-1669	〔公園〕 いつでも利用可(無料)
信玄堤公園	信玄公が築いたとされる「信玄堤」沿いに位置し、ケヤキやエノキの大きな木が茂る、歴史を感じる公園です。芝生広場、親水河川、あずまや、園路、水飲み場、トイレ(おむつ交換台あり)、自動販売機など。 駐車場／乗用車21台、バス2台	〒400-0118 甲斐市竜王1989 都市計画課 ☎055-278-1669	いつでも利用可(無料)
双葉水辺公園	釜無川の河川敷に沿った、バーベキューも楽しめる公園です。芝生広場、遊具、池、バーベキュー用かまど(3か所)、あずまや、園路、水飲み場、トイレ(おむつ交換台あり)、自動販売機、おむつ自動販売機など。 駐車場／62台	〒400-0105 甲斐市下今井1136-7先 都市計画課 ☎055-278-1669	いつでも利用可(無料) ※バーベキューで利用する場合は、申請書の提出が必要です。(土、日、祝日、年末年始の申請受付不可)
島上条公園 (志麻の里フレンドパーク)	敷島総合文化会館の南側にある公園です。芝生広場、テニスコート、多目的コート、オストメイト対応多目的トイレ、おむつ交換台、遊具、自動販売機、おむつ自動販売機など。 駐車場／敷島総合文化会館前の駐車場をご利用ください。	〒400-0123 甲斐市島上条1000-1 〔公園〕都市計画課 ☎055-278-1669 〔テニスコート・多目的コート〕スポーツ振興課 ☎055-278-1698	〔公園〕 いつでも利用可(無料) 〔テニスコート・多目的コート〕 利用時間や料金等は、お問い合わせください。
やはた公園	玉幡中学校の北側にある公園です。 芝生広場(一部グラウンドゴルフ専用)、スリーバيسリー(3人制バスケットボール)専用コート5面(一般用3面、ジュニア用2面)、園路、健康器具、水飲み場、トイレ、自動販売機など。 駐車場／42台	〒400-0117 甲斐市西八幡2994-2 都市計画課 ☎055-278-1669	いつでも利用可(無料)

⑥ その他の施設

■歴史民俗資料館

双葉歴史民俗資料館 甲斐市下今井171(市役所双葉庁舎敷地内)

江戸時代から昭和初期にかけての民具・農具などを見学できます(要申し込み)。

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

生涯学習文化課 ☎055-278-1697

① 一時預かり事業

保育園等を利用していない児童で、保護者の育児疲れや冠婚葬祭などにより、一時的に家庭における保育が困難となった場合に、児童を一時的に預かる事業です。

【実施している園】 公立保育園6園（すべて）

【対象児童】 甲斐市在住で、集団保育が可能な未就学児

【対象事由及び利用期間】

①非定型的預かり事業 原則週3日程度の保育とし、6か月を限度とする。

保護者の労働・職業訓練・就学等により断続的に家庭保育が困難な場合

②緊急預かり事業 原則1か月未満、ただし事由によりこの限りではない。

保護者の傷病、災害および事故、出産、看護および介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により緊急かつ一時的に家庭保育が困難な場合

③私的理由による預かり事業 毎月1日のみ

保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消する場合

【利用日時・利用料金・申込方法】

	市内公立保育園
利用日・時間	月～金・8:30～16:30 土・8:30～12:30
利用料金	3歳未満児 1,800円／日 3歳児 1,200円／日 4歳以上児 1,000円／日
申し込み	直接園にご予約ください（P21参照）

※竜王西保育園(指定管理者)は、月～金曜日の実施です。
※事前に下記問い合わせ先に空き状況の確認が必要です。

問い合わせ先

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692

③ 甲斐市ファミリー・サポート・センター

市内在住の「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助をしたい方」が、お互いに助け合いながら、育児の援助活動を会員間で行う制度です。

※事前に下記のいずれかの会員登録が必要です。（登録無料）

外出時や、冠婚葬祭時などのお子さまの預かりや、学校・保育園の送迎などに、ぜひご利用ください。

【依頼会員】 生後3か月程度の乳幼児から小学校6年生までの子どものいる方

【協力会員】 子どもを預かれる方および研修として講習会に参加できる方（始めに講習会に参加していただきます）

【両方会員】 預けたり預かったりの両方を兼ねることができる方

【費用】

1時間／700円（月～金／7:00～19:00）

1時間／800円（上記時間外、休日、年末年始）

※援助に必要なものや交通費などは依頼会員負担となります。

※市から1回の利用につき、1時間200円（3時間まで）が助成されます。

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

甲斐市ファミリー・サポート・センター

甲斐市島上条1248-1（敷島保育園隣接）

☎055-277-1762

【開館日時】

火～土曜（休日・年末年始は除く）9:00～18:00

② 幼稚園の預かり保育

私立幼稚園では、預かり保育を行っています。内容は園によって異なりますので、直接園にご確認ください。（P21参照）



④ 子育て短期支援(ショートステイ)事業

市では、家庭の福祉向上と子育ての環境づくりを支援するため、乳児院や児童養護施設と連携し、子育て短期支援(ショートステイ)事業を行っています。この事業は、市内にお住まいの保護者が、疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院や児童養護施設において、7泊以内を限度としてお預かりする制度です。

【対象者】 乳児(0歳)から18歳までの児童

【対象事由】 保護者の疾病・出産・看護・事故・冠婚葬祭・出張・公的行事への参加・育児疲れ等

【利用料】 1泊当たりの利用者負担額(1人当たり)

利用者の世帯区分／ 入所児童の区分	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯および 市民税非課税世帯に該当 するひとり親家庭	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

※上記利用料のほか、施設によって食事代やおやつ代などの実費相当額をご負担いただきます。

【施設】

施設	対象児童	住所	電話番号
乳児院 ひまわり	0歳～ 小学校入学 前の児童	甲斐市 島上条1441	☎055-287-8087
児童養護施設 明生学園	6歳以上～ 18歳未満	甲斐市 竜王2175	☎055-276-2228

問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係 ☎055-278-1692

⑤ こども誰でも通園制度

0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない未就園児を、保護者の就労要件に関係なく、月10時間を上限として時間単位で保育所等へ預けられる制度です。

【対象者】

保育所・幼稚園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども

【利用料金】 一人1時間あたり300円

※300円を標準、事業所により設定されます。

【利用時間】 こども一人あたり月10時間まで
※実施施設など、詳しい内容については、市ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ先

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692



① 利用の仕方

■施設の種類

保育園：0歳（園によって異なる）から5歳の保育を必要とする子どもを対象に保育を実施する施設です。

幼稚園：3歳から就学前の子どもを対象に幼児教育を実施する施設です。

認定こども園：幼児教育（幼稚園）と保育（保育園）の両機能をもつ施設です。

小規模保育事業：0歳から2歳の保育を必要とする子どもを対象に、家庭的保育に近い雰囲気で行う施設です。

■利用の流れ

・**保育を希望する場合**（2・3号認定）：市に「保育の必要性」の認定申請および保育園等の利用希望申し込みを行います。

・**教育を希望する場合**（1号認定）：施設に直接申し込みを行います。

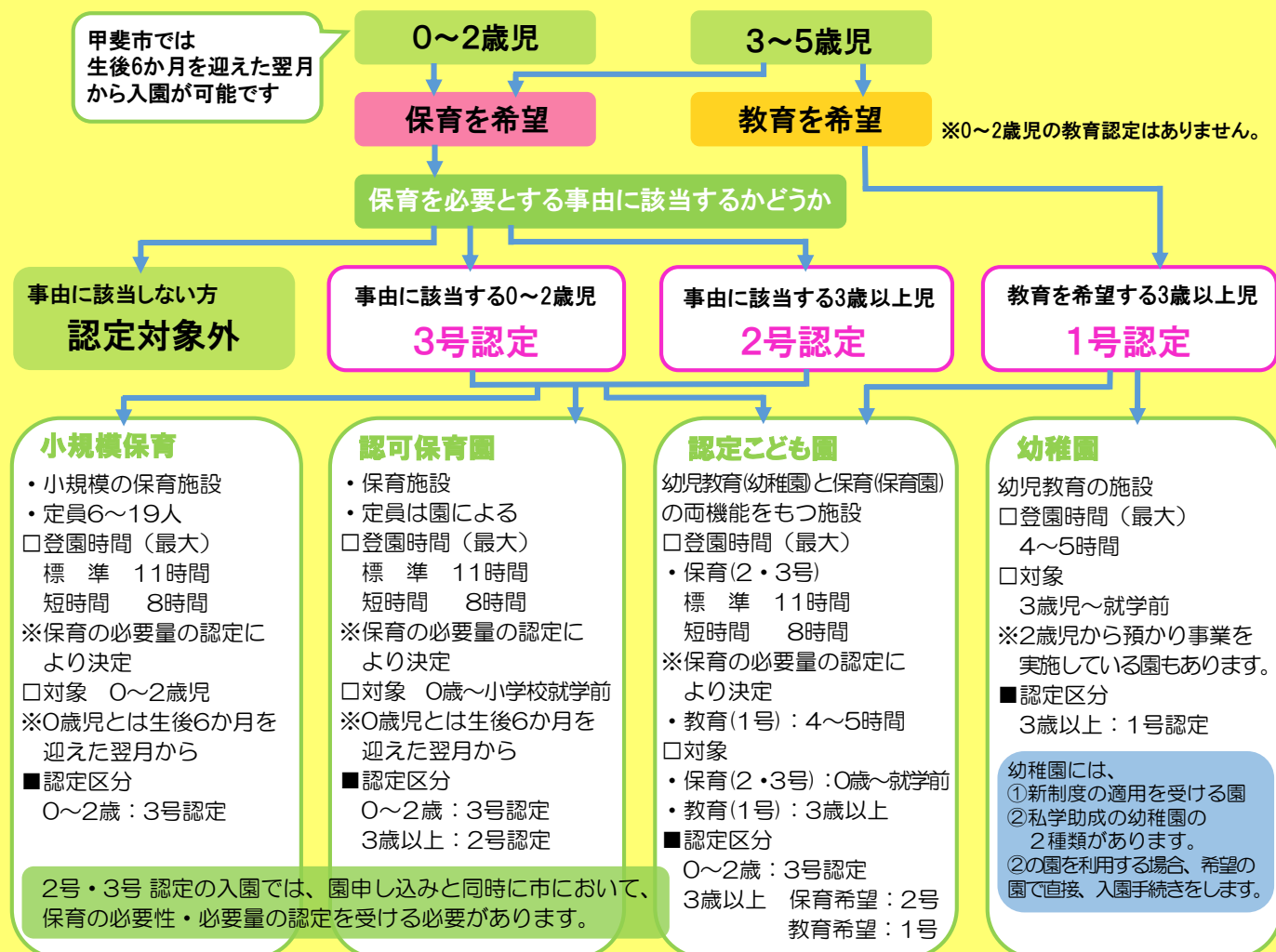
■認定区分

3号認定：満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当する場合

2号認定：満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当する場合

1号認定：満3歳以上で教育を希望する場合

申し込みが可能な施設・子どもの認定区分



② 保育料などの助成

■保育料の軽減（2子以上・母子父子家庭・障がい児）

認可保育園、認定こども園などに入園するお子さまの保育料は、保護者の市民税所得割課税額に応じて決まり、公立・私立とも同額です。

なお、以下の場合については、保育料が軽減されます。

- 同一世帯から2人以上のお子さまが、認可保育園、幼稚園、認定こども園などに入園している、または児童発達支援・医療型児童発達支援等を利用している場合
- ひとり親世帯
- 障害児手帳・療育手帳の交付を受けたお子さまのいる世帯
- 特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給者のいる世帯
- 市民税所得割課税額に応じて、生計同一の兄・姉がいる世帯

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692

③ 2号・3号の延長保育事業

通常保育時間（標準時間認定11時間・短時間認定8時間）を超えて保育を行う事業です。

保育料とは別に利用料金がかかり、園によって延長時間や料金が異なります。

【対象児童】

延長保育を実施している保育園等に入園している児童

【申込方法】

直接園にお申し込みください。（別途料金がかかります）

問い合わせ先

各園（P18参照）

④ 1号の一時預かり事業

2号・3号認定児の延長保育と同じく、1号認定児の教育標準時間を超えて預かる事業です。また、幼稚園等の休み期間中の預かりもあります。

別途利用料がかかり、園によって預かり時間や料金が異なります。詳細は園にご確認ください。

【対象児童】

1号認定児の一時預かりを実施している認定こども園・幼稚園に入園している児童

【申込方法】

直接各園に申し込み（別途料金がかかります）

問い合わせ先

各園（P18参照）

⑤ 病児・病後児保育事業「よつば」

※事前に登録が必要です

保育園に付設された専用スペースにおいて、病児・病後児を一時的に預かる事業です。平成30年4月からは、広域利用が開始され、県内にあるすべての病児・病後児保育施設を自由に利用できるようになりました。

【実施している園】

クローバー保育園 ☎055-276-9680

【対象児童】

生後6か月以上～小学校に就学している児童

【利用定員】

病児・病後児 計4名

【実施日及び実施時間】

月～金曜日 8:30～17:30まで

※体調不良の児童のため時間内でのご利用をお願いします。

【利用申込等】

- ・事前に甲斐市役所（子育て支援課）にて「登録」が必要です。
 - ・市役所窓口のほか「やまなし子育てネット」からスマートフォンなどで自宅にしながら申請できるようになりました。
 - ・利用する際は、事前に「テオテ」への登録が必要です。「テオテ」からクローバー保育園に予約してください。（24時間利用可）
 - ・病院で診察を受け、「登録」の際に受けとった連絡票を記入いただき園に提出してください。
- ※その他、利用当日に持参いただく持ち物等、詳細は園にご確認ください。

【利用料金】

（令和8年4月時点）

世帯区分	市内にお住まいの方	市外にお住まいの方
生活保護世帯、または市民税非課税世帯	無料	1人1,500円/日
上記以外の世帯	1人1,000円/日	

※利用料金とは別に、食事・おやつ代として500円がかかります。

問い合わせ先

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692



⑥ 甲斐市内の保育園等一覧(令和8年4月時点)

■公立保育園

施設名称	住所	電話番号	利用定員	通常保育時間		延長保育時間
竜王北保育園	竜王新町640-1	☎055-276-2120	142人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:00 17:00~19:00
竜王東保育園	富竹新田973-1	☎055-276-4238	145人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:00 17:00~19:00
竜王中央保育園	西八幡33	☎055-276-6021	135人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:00 17:00~19:00
敷島保育園	島上条1248-1	☎055-277-2049	138人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:00 17:00~19:00
双葉西保育園	宇津谷4560	☎0551-28-2137	177人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:00 17:00~19:00
竜王西保育園 (指定管理)	竜王1671	☎055-276-5741	149人	標準	7:30~18:30	7:00~8:00 18:30~20:00
				短時間	8:30~16:30	7:00~8:00 17:00~20:00

■私立保育園

施設名称	住所	電話番号	利用定員	通常保育時間		延長保育時間
竜王大生園	篠原3225	☎055-276-2751	40人	標準	8:00~19:00	7:30~8:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
玉川保育園	玉川116	☎055-276-3866	60人	標準	8:00~19:00	7:30~8:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:00 17:00~19:00
玉幡保育園	西八幡3702-1	☎055-276-3532	60人	標準	7:30~18:30	—
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~18:30
万才保育園	万才475	☎055-276-9273	70人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
クローバー保育園	竜王新町2117-3	☎055-276-9680	80人	標準	7:00~18:00	18:00~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:00~8:30 16:30~19:00
吉沢立正保育園	吉沢705	☎055-277-3194	20人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:00~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00
松島さくら保育園	中下条1839-1	☎055-244-8160	168人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	17:00~19:00
げんきっこ 双葉保育園	龍地3015-1	☎0551-45-6172	50人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
甲斐ひよこ保育園	篠原1265	☎055-288-1220	100人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00

⑥ 甲斐市内の保育園等一覧(令和8年4月時点)

■ 幼稚園(私立)

施設名称	住所	電話番号	利用定員	通常保育時間		延長保育時間
竜王幼稚園	富竹新田2055	☎055-276-6400	15人	1号	10:00~15:00 (8:30~登園可)	15:00~18:00
双葉甲府幼稚園	龍地3188	☎0551-28-7060	50人	1号	8:30~14:30	14:30~17:15
富士幼稚園	島上条2228	☎055-277-5515	40人	1号	8:00~14:00	15:00~18:00

■ 認定こども園(私立)

施設名称	住所	電話番号	利用定員	通常保育時間		延長保育時間
かおり幼稚園	篠原1087	☎055-276-2500	225人	標準	8:00~19:00	7:30~8:00
				短時間	8:00~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00
				1号	10:00~14:30	7:30~8:00 16:00~19:00
あおばこども園	篠原88-3	☎055-276-8077	120人	標準	8:00~19:00	7:30~8:00
				短時間	8:00~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00
				1号	10:00~14:30	7:30~8:00 16:00~19:00
竜王あら川こども園	西八幡1473-1	☎055-276-1900	135人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
				1号	10:00~15:00	7:30~10:00 15:00~19:00
あおぞら保育園	大下条753-1	☎055-277-9357	70人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
				1号	9:00~16:00	7:30~8:30 16:30~19:00
光学園	下今井2374-1	☎0551-28-1566	125人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:00~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00
				1号	9:00~15:00	7:30~8:30 15:00~19:00
登美保育園	大埜2676	☎0551-28-5420	105人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
				1号	9:00~15:30	7:30~8:30 15:30~19:00

問い合わせ先

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692

⑥ 甲斐市内の保育園等一覧(令和8年4月時点)

■小規模保育施設(私立)

施設名称	住所	電話番号	利用定員	通常保育時間		延長保育時間
げんきっこ保育園 ※1	龍地3015-1	☎0551-45-6172	18人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
ひよこ保育園	篠原871-2	☎055-268-3716	19人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
しまの保育園	島上条315	☎055-268-2190	19人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
ふじざくら保育園	玉川164-1	☎055-269-7010	19人	標準	7:30~18:30	18:30~19:00
				短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00
Child Roomあん	大下条752-1	☎055-277-9357	9人	短時間	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00

■認可外保育施設 ※2

施設名称	住所	電話番号	利用定員	対象児童	保育時間
にじいろkidsにしゃはた	西八幡1638-1	☎055-287-7659	36人	生後2か月~5歳	7:00~20:00
保育施設たけのこ	島上条537-2	☎055-287-7257	20人	生後6か月~5歳	7:30~18:30
アソビスイッチ長塚保育園	長塚132-3	☎055-270-0867	19人	生後3か月~2歳	8:00~21:00
アソビスイッチ篠原保育園	篠原858-1	☎055-215-1128	12人	生後3か月~2歳	8:00~21:00
なかよし保育園	西八幡659-3	☎055-279-5522	12人	生後6か月~4歳	7:30~18:30
かいkids竜王駅前	竜王新町452-1	☎055-225-3715	12人	生後6か月~5歳	8:00~20:30
託児所 遊 ※3	西八幡2113-1	☎055-269-9696	10人	1歳~5歳	8:15~17:15
アロハインターナショナル スクール	島上条370	☎055-225-6767	20人	1歳~5歳	8:00~18:00

※1 げんきっこ保育園については、大雨の影響により施設が使用できない状況のため、当面の間げんきっこ双葉保育園での合同保育をすることとなっております。

※2 認可外保育施設の保育料は施設で無償化手続きを行います。

※3 託児所遊(西八幡2113-1)は従業員のみを対象とした認可外保育施設になります。

☆土曜日の保育時間、延長保育時間は平日と異なる場合があります。

施設の詳細については、直接お問い合わせください。

⑦ 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

■無償化の対象

施設類型	対象者	無償化上限額（月額）
認可保育園、認定こども園、地域型保育事業	非課税世帯の0～2歳児	全額
認可保育園、認定こども園、地域型保育事業	3歳～5歳児	全額
新制度幼稚園	3歳～5歳児	全額
私学助成幼稚園	3歳～5歳児	25,700円
国立大学附属幼稚園	3歳～5歳児	8,700円
認可外保育施設等	非課税世帯の0歳～2歳児	42,000円
認可外保育施設等	3歳～5歳児	37,000円
幼稚園、認定こども園（1号）の預かり保育等	3歳～5歳児	11,300円
障害児通園施設	3歳～5歳児	全額

■主食費及び副食費の軽減

保護者が園に支払う給食費のうち、主食費は月額700円、副食費は月額4,500円を上限として軽減します。主食費は、園で主食を提供し、園が保護者に請求している場合に限り対象となります。

対象施設は、保育園、認定こども園、幼稚園などの認可施設です。

制度の利用には同意書の提出が必要です。

※詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ先

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692

※私学助成の幼稚園・国立大学附属幼稚園については学校教育課 学事係 ☎055-278-1696

⑦ 幼児教育・保育の無償化について

■認可保育園、幼稚園、認定こども園等を利用する子ども

【対象者・対象範囲】

- ・3歳児クラスから5歳児クラスのすべての子どもの利用料を無償化
- ・0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯および生計同一の第2子以降の子どもの利用料を無償化
- ・私学助成幼稚園については、月額25,700円を上限に利用料を無償化
- ・幼稚園、認定こども園の1号（幼稚園機能）を利用する子どもは満3歳児（3歳になった日）から無償化
- ・食材料費（※）、行事費等実費徴収分については無償化の対象外

※食材料費に係る副食費については、免除対象者になる場合があります。

【免除対象者】

- ・年収360万円未満の相当世帯の子ども
市民税所得割課税額が1号認定は77,101円未満、2号認定は57,700円未満の世帯が該当
- ・第3子以降の子ども
1号認定と2号認定で第3子の考え方が異なります。
1号認定：小学校3年生までの子どもで最年長の子どもから3人目以降
2号認定：就学前の子どもで最年長の子どもから3人目以降

※私学助成幼稚園では、1号認定と同様の条件で、月額4,500円まで無償化

※認可保育園、地域型保育事業、認定こども園の2号（保育園機能）の利用には、保育の必要性（就労等の理由により、保護者が当該児童を保育することが困難であること）の認定が必要

※認定こども園の幼稚園機能とは、通常の幼稚園利用と同様の4時間程度の利用のことを指し、保育園機能とは8時間以上の利用のことを指します。

【対象施設】

認可保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育）

問い合わせ先

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692

※私学助成の幼稚園・国立大学附属幼稚園については学校教育課 学事係 ☎055-278-1696



⑦ 幼児教育・保育の無償化について

■幼稚園や認定こども園(1号)の預かり保育を利用する子ども

【対象者・対象範囲】

- ・保育の必要性があると認定を受けた場合、月額11,300円を上限に預かり保育の利用料を無償化
- ・保育の必要性があると認定を受けた満3歳児（3歳になった日から、3歳になってから最初の3月31日までの間の子）で住民税非課税世帯の場合は月額16,300円を上限に預かり保育の利用料を無償化



■認可外保育施設等を利用する子ども

【対象者・対象範囲】

- ・保育の必要性があると認定を受けた3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは、月額37,000円を上限に利用を無償化
- ・保育の必要性があると認定を受けた0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円を上限に利用料を無償化
- ・認可外保育施設等を複数利用している場合、合計額が上限額に達するまで無償化
- ・認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、一定基準以上の預かり保育（1日8時間、年間200日以上）を実施している幼稚園を併用している場合については、認可外保育施設等の利用料は無償化の対象外

【対象施設・サービス】

認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育

問い合わせ先

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692
 ※私学助成の幼稚園・国立大学附属幼稚園については
 学校教育課 学事係 ☎055-278-1696

■企業主導型保育事業を利用する子ども

【対象者・対象範囲】

- ・3歳児クラスから5歳児クラスのすべての子どもの標準的な利用料を無償化
- ・0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの標準的な利用料を無償化

企業主導型保育事業を利用するには、事業者による保育の必要性の判断が必要

■障害児通園施設を利用している子ども

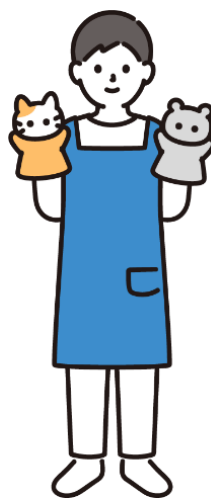
【対象者・対象範囲】

- ・3歳児クラスから5歳児クラスのすべての子どもの標準的な利用料を無償化
- ・0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの標準的な利用料を無償化

企業主導型保育事業を利用するには、事業者による保育の必要性の判断が必要

問い合わせ先

子育て支援課 保育係 ☎055-278-1692
 ※私学助成の幼稚園・国立大学附属幼稚園については
 学校教育課 学事係 ☎055-278-1696



① 小学校への入学と助成

■ 小学校への入学について

新1年生入学予定者には、次の通知を発送します。

- ・就学時健康診断の実施について（小学生）：9月に発送
- ・就学通知書：1月発送

※次の場合は、学校教育課へご連絡ください。

- ・就学時健康診断の実施についての通知が届かない時
- ・就学時健康診断を受けられない（受けていない）時
- ・市立以外の学校（国立・私立学校など）へ入学する時
- ・住所変更を予定している時

問い合わせ先

学校教育課 学事係 ☎055-278-1696

■ 就学時健康診断

新1年生入学予定者を対象とし、前年の10月から11月の間に、お子さまの健康状態を把握するための健康診断を実施します。

大切な健診ですので、必ず受診してください。

【健診内容】

内科、耳鼻科、歯科、眼科、視力、聴力、発達検査

※就学について心配ごとや相談がある場合は、事前に学校教育課へ相談してください。（当日も、相談窓口を設置します）

問い合わせ先

学校教育課 保健給食係 ☎055-278-1696

■ 就学援助制度

小・中学生がいるご家庭で、経済的な理由によりお子さまの就学が困難な場合、学用品費や校外学習費など、学校に必要な費用の一部を援助します。

必要書類をお子さまが通う学校に提出し、手続きを行ってください。

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

学校教育課 学事係 ☎055-278-1696



② 通学区域

児童・生徒が住んでいる地域により、就学する小・中学校が指定されています。

学区	通学区域
竜王小学校区	竜王三区一部、竜王四区一部、上篠原区、古村区、新居区、竜王仲町区、竜王新町六区
玉幡小学校区	仲新居区、上八幡区、中八幡区、下八幡一区、下八幡二区一部
竜王南小学校区	田中区、田中二区、万才一区、万才東区、榎西区、榎東区、下八幡三区、南区、玉川団地一区、玉川団地二区
竜王北小学校区	竜王一区、竜王二区、竜王三区一部、竜王四区一部、竜王新町一区、竜王新町二区、竜王新町三区、竜王新町四区、竜王新町五区、竜王新町七区
竜王西小学校区	下八幡二区一部、八幡新田一区、八幡新田二区、玉川西区、玉川東区、月林区
竜王東小学校区	富竹新田一区、富竹新田二区、富竹新田三区、富竹新田四区、名取区
敷島小学校区	大栄、事業団、西町、上町南、敷島仲町、東町西、東町仲、東町東、川辺町、寺前、町屋、敷島堅町、宮地、町屋南、敷島新町
敷島北小学校区	旧睦沢地区全域、旧吉沢地区全域、旧清川地区全域、牛勾、境北、境南、敷島台、大久保、天狗沢、上町北
敷島南小学校区	長塚、大下条東、大下条南、大下条西、さつき野、松島団地
双葉東小学校区	登美団地、希望ヶ丘、滝坂、大屋敷、下宿、上宿、高山台、双葉堅町、大竺、高原団地、団子、新田、富浦沢、富士見台、桃花の街、藍色の街、杏色の街、萌黄の街、双葉響が丘団地
双葉西小学校区	横町、寺町、双葉仲町、上町、緑ヶ丘、双葉新町、つくし野、旭台、山本、上の山、岩森、下志田、上志田、東部、塩崎町、田畑、田畑団地、中村条、上郷、米沢、笠石、金剛地、滝沢、駒沢、唐松団地
竜王中学校区	上篠原区、古村区、新居区、田中区、田中二区、万才一区、万才東区、榎東区、榎西区、富竹新田二区、富竹新田三区、富竹新田四区
玉幡中学校区	仲新居区、上八幡区、中八幡区、下八幡一区、下八幡二区、下八幡三区、玉川東区、玉川西区、八幡新田一区、八幡新田二区、月林区、南区、玉川団地一区、玉川団地二区
竜王北中学校区	竜王一区、竜王二区、竜王三区、竜王四区、富竹新田一区、竜王仲町区、竜王新町一区、竜王新町二区、竜王新町三区、竜王新町四区、竜王新町五区、竜王新町六区、竜王新町七区、名取区
敷島中学校区	敷島小学校区、敷島北小学校区、敷島南小学校区と同様の区域
双葉中学校区	双葉東小学校区、双葉西小学校区と同様の区域

問い合わせ先

教育総務課 教育総務係 ☎055-278-1695

③ 指定学校の変更許可について

■指定学校変更制度

家庭やお子さまの特別な事情により、教育委員会が「相当な理由がある」と認める場合は、保護者の申請により、指定学校以外の学校へ通うことができます。

【認可基準】

通学距離上の問題、転居（転居予定）、いじめなど教育上の配慮など

※詳しくは市のホームページで確認するか、お問い合わせください。

問い合わせ先

学校教育課 学事係 ☎055-278-1696

■区域外就学制度

市外に住民票があり、特別な事由により甲斐市の学校に就学を希望する場合は、「区域外就学」という制度があります。

【認可基準】

転出、転入予定、いじめなど教育上の配慮など

※詳しくは市のホームページで確認するか、お問い合わせください。

問い合わせ先

学校教育課 学事係 ☎055-278-1696



④ 放課後児童クラブ(学童保育)

■竜王さわやか教室／玉幡さわやか教室／
竜王北さわやか教室／竜王東さわやか教室／
竜王西さわやか教室／竜王南さわやか教室／
敷島ふれあい教室／敷島なかよし教室／
敷島みなみ教室／双葉西ふれあい教室／
双葉東ふれあい教室

保護者の就労などにより、放課後帰宅しても家庭において適切な保育が受けられない小学校1～6年生の児童の家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

ご利用を希望する場合は、利用申請書に必要書類を添えて、通学（予定）している小学校区の児童館へ提出してください。提出の際には10分程度ヒアリングをさせていただきますので、必ず保護者の方がお越しください。

また、利用決定まで2週間程度かかりますので、事前の申し込みをお願いします。

●事業内容(抜粋)

【対象児童】

小学校1～6年生の児童で、就労などの理由で放課後に保護者またはこれに代わる者の保護が受けられない児童

【開設日時】

月～金／授業終了後～19:00

土、長期休暇、学校休業日／8:00～19:00

【利用負担金】

毎月／2,000円、夏休み（8月のみ）／4,000円

世帯の状況により減免有

※放課後児童クラブは主に児童館で実施しています。

施設概要などは、P.14をご参照ください。

※詳しくは市のホームページや、各教室に備え付けの「甲斐市放課後児童健全育成事業のしおり」で確認するか、お問い合わせください。

問い合わせ先

各教室（P.14参照）



① 手当や支援など

■ 児童扶養手当制度

離婚・死亡・未婚などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童について、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を目的として手当を支給する制度です。

必要書類を市役所窓口へ提出し、認定の請求を行ってください。審査を経て、市長の認定を受けた方に手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

【支給対象者】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または20歳未満で中度以上の障がい有する児童がいるご家庭

【手当額（月額）】 48,050円～11,340円

第2子以降加算額 11,350円～ 5,680円

（受給資格者の所得額などにより手当額を決定）

※手当額は法律により改正される予定があります。

※請求者または児童が公的年金などを受けとることができるときは、手当の対象とならない場合があります。

※所得や世帯の状況などにより対象とならない場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係 ☎055-278-1692

■ 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく教育訓練を受講した場合、自立支援教育訓練給付金を支給します。受講開始前にご相談ください。

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係 ☎055-278-1692

■ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が生活の安定に向け、看護師等の資格を取得するために養成機関に通う場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。

※受講開始前にご相談ください。

問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係 ☎055-278-1692

■ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親や、ひとり親家庭の親に扶養されている未成年の子が、自立や生活の安定のため、高卒認定試験の合格を目指して受講する講座の費用の一部を支給します。受講開始前にご相談ください。

問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係 ☎055-278-1692

■ ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の、父または母およびその児童の医療費（保険診療分・入院時食事療養費標準負担額分）を助成します。

【対象者】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童とその父または母、若しくは養育者

【助成対象となる医療費】

病院等で支払う医療費のうち保険診療の自己負担分および、入院時食事療養費標準負担額分

【助成対象外】

- ・保険適用外の費用（文書料・健康診断・予防接種・入院時差額ベット代など）
- ・学校内でのケガ等による入通院で、スポーツ振興センター災害共済給付金の給付を受ける場合
- ・交通事故など第三者行為に該当する場合、など

【助成方法】

① 窓口無料（現物給付）

県内医療機関で受診し、受給資格者証（水色）と保険資格の確認ができるものを提示することで医療費（保険診療分のみ）が窓口で無料となります。

② 償還払いについて

次に掲げる医療費等は、支払った後「ひとり親家庭医療費助成金請求書」により、市へ償還払いの申請を行ったうえで助成を受けることができます。

※申請期限は診療月の翌月の初日から2年以内

- ・入院した際の入院時食事療養費標準負担額
- ・県外医療機関で受診した場合
- ・整骨やマッサージ、装具などのうち療養費払いとなるもの

【助成条件】

所得税非課税世帯、同居扶養義務者の所得額が定められた所得制限以下であること（毎年確認します）

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係 ☎055-278-1692



① 手帳の交付

■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

各種の福祉サービスを受けるために必要となる手帳です。
必要書類を市役所窓口へ提出し、申請手続きを行ってください。

【申請場所】竜王庁舎 障がい者支援課生活支援係、敷島・双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係

※申請に必要な書類など、詳しくは、お問い合わせください。

- 身体障害者手帳(1級～6級)** 視覚、聴覚、呼吸器などの身体的障がいがあり、日常生活または社会活動に制限があるお子さまが、交付の対象となります。
- 療育手帳(A、B)** 児童相談所や障害者相談所において、知的障がいと判定されたお子さまが、交付の対象となります。
- 精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)** 精神疾患を有するお子さま（知的障がいを除く）で、長期にわたり日常生活または社会活動に制限があるお子さまが、交付の対象となります。

問い合わせ先

障がい者支援課 生活支援係 ☎055-267-7287

② 手当や支援など

■各種福祉手当・医療費助成

児童の福祉の増進を図るため、各種手当を申請により支給します。

【申請場所】竜王庁舎 障がい者支援課 生活支援係、敷島・双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係

※状況によっては、支給の対象とならない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

手当の種類	対 象 者	手当の額（令和8年度）
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において特別な介護を必要とする、20歳未満の方※所得制限があります。	月額／16,560円
甲斐市心身障がい者（児）福祉手当	●特別児童扶養手当、障害児福祉手当の認定者で、その支給を保護者以外の所得超過により制限されている方に養育されている心身障がい児の方 ●身体障害者手帳1～4級の方 ●療育手帳A、Bの方 ●精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方 ●障害基礎年金1級・2級を受給している方 ※所得制限があります。	月額／1,000円～ 障がいの種類や課税状況等により異なる
特別児童扶養手当	身体または精神に中程度以上の障がいのある、20歳未満の児童を監護する父母や養育者の方※所得制限があります。	[1級] 月額／58,450円 [2級] 月額／38,930円
重度心身障がい者（児）医療費助成	●身体障害者手帳1級～3級の方 ●精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方 ●障害基礎年金1級・2級を受給している方 ●特別児童扶養手当1級・2級受給者の対象児童 ※所得制限があります。	負傷疾病等により医療機関等で診察を受けた、保険診療の自己負担分を助成

問い合わせ先

障がい者支援課 生活支援係 ☎055-267-7287

■障害者総合支援法および児童福祉法による福祉サービス

身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病を対象に、児童の発達に応じて、日常生活や社会生活に必要な訓練や指導等の療育を受け、自立を目指すためのサービスがあります。利用するには、市にサービス利用申請をして認定調査、判定を受ける必要があります。

【利用できるサービス】児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、短期入所、居宅介護等訪問系サービス

【利用料（自己負担）】原則1割（各種要件による負担上限額の設定や個別減免などの負担軽減措置あり）

ただし、児童発達支援、保育所等訪問支援利用者の利用者負担額については、満3歳になってからはじめての4月1日から3年間は保育の無償化に伴い、無料となります。

【必要なもの】障害者手帳、印鑑、申請書、診断書（障害者手帳がない方）

【申請場所】竜王庁舎 障がい者支援課 自立支援係、敷島・双葉庁舎 市民地域課 市民窓口係

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

障がい者支援課 自立支援係 ☎055-267-7287

① 児童虐待について

■児童虐待の種類

児童虐待は、子どもの心と体の成長・発達に悪影響を与え、時には子どもの命に関わる深刻な問題です。仮に、保護者が「しつけ」や「子どものため」と考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体の発達が阻害される場合は、虐待となります。

●身体的虐待

殴る、蹴る、やけどをさせる、戸外に閉め出すなど

●性的虐待

子どもへの性的行為、性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

●心理的虐待

大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視する、兄弟間で著しく差別する、子どもがドメスティック・バイオレンス（DV）を目撃するなど

●ネグレクト（保護の怠慢、養育の放棄・拒否）

食事を与えない、衣服を着替えさせない、家に閉じこめる、車内に放置する、重大な病気でも病院に連れて行かないなど

■こんなサインはありませんか

●子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがいいつも汚れている
- ・落ち着きがなく乱暴である
- ・表情が乏しい
- ・理由をつけて家に帰りたがらない

●親について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

■あなたにできること

●虐待を発見したり、おかしいなと思ったときには通報してください。

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。（緊急時は110番）

【児童相談所虐待対応ダイヤル】

☎189（最寄りの児童相談所につながります）

【山梨県中央児童相談所】

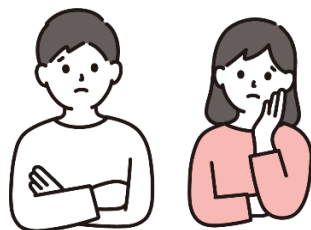
☎055-288-1561

【こども家庭センター 児童福祉（子育て支援課内）】

☎055-278-1692

■相談、通報の際のポイント

- ①状況 虐待かなと思った状況、誰がどのようなことをしているのかなど
- ②日時 いつ頃、時間帯など
- ③児童、保護者について わかれば名前、年齢、性別など
- ④場所 番地や、部屋番号など
- ⑤相談、通報者の情報 可能であれば、名前、住所、連絡先など



② DV（ドメスティックバイオレンス）について

■DVの種類

DVとは、一般的には配偶者または事実婚のパートナー、恋人など親密な関係にある男女間で振るわれる暴力のことです。従来、DVは「家庭内の問題」と見過ごされてきましたが、人権を著しく侵害し、命にも関わる危険な犯罪です。

- 身体的暴力 殴る、蹴る、物を投げつけるなど
- 精神的暴力 言葉による暴言、無視をする、口汚くののしる
- 性的暴力 避妊に協力しない、中絶の強要など
- 経済的暴力 生活費を渡さない、外で働くことを禁じるなど

■DVと子ども虐待

子どもの目の前で、家族に対して暴力をふるうことは「児童虐待」にあたります。子どもにも虐待被害が及んだり、暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が現れることもあります。

■相談先

秘密は厳守しますので、「自分が悪い」「他人に知られたくない」など1人で我慢せず、まずは電話でご相談ください。（緊急時は110番）

●配偶者暴力相談支援センター

【山梨県女性相談支援センター】

☎055-254-8635（平日9:00～20:00）

【山梨県男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）】

☎055-237-7830

（9:00～17:00（第2・第4月曜、年末年始を除く））

●みんなの人権ホットライン（甲府地方務局人権擁護課）

☎0570-003-110

※専用ダイヤル（平日8:30～17:15）

① 児童や家庭の問題についての相談

- こども家庭センター 児童福祉(子育て支援課内)
☎055-278-1692
- 山梨県中央児童相談所
☎055-288-1561
- 甲斐市教育相談電話
☎055-278-2039 (心のホットライン)
☎055-276-7521 (竜王地区)
☎055-277-1400 (敷島地区)
☎0551-28-7681 (双葉地区)
- いじめ不登校ホットライン(山梨県教育委員会)
☎055-263-3711

② 子育てについての相談

- 敷島子育てひろば(子育て相談専用電話)
☎055-277-1260
- 子育て支援センター「ヤンチャリカ」
☎0551-28-1566 (光学園)
- 子育て支援センター「こあら」
☎090-2267-9182 (竜王西保育園)
- 各保育園(P.21参照)
各児童館(P.14参照)

③ 子どもの発育・発達についての相談

- 健康増進課 母子保健係
☎055-278-1694

④ 子育ての総合相談窓口

- 山梨県子育て相談総合窓口(かるがも)
(よいこに)
☎055-228-4152

⑤ 心の健康についての相談

- 山梨県精神保健福祉センター(ストレスダイヤル)
☎055-254-8700

⑥ 不妊治療費助成

市では、特定不妊治療(体外受精または顕微授精)及び一般不妊治療(タイミング法、排卵誘発法、人工授精など)の費用の助成を行っています。

【対象者】

- 夫婦が申請時に甲斐市に1年以上継続して住所を有していること。
- 法律上の婚姻または事実上の婚姻をしていること。
- 夫婦ともに医療保険(国保・社保など)に加入していること。
- 夫婦ともに市税(市民税・固定資産税・国保税・軽自動車税など)をすべて納めていること。
- 治療が終了して1年以内の申請であること。

【助成額及び回数】

- ・特定不妊治療
1回につき10万円を上限。初めて助成を受ける際の治療開始時における妻の年齢が40歳未満の者は通算6回まで、同40歳以上の者は通算3回まで。
- ・一般不妊治療
1回につき5万円を上限。
1年度(4月～翌年3月)につき1回のみ。
1人合計3回まで。

問い合わせ先

健康増進課 母子保健係 ☎055-278-1694

山梨県においても、不妊症および不育症の検査費用の助成を行っています。詳しくはお問い合わせください。

- 県内の各保健所
- 山梨県子育て政策課
☎055-223-1425

⑦ 不妊相談

山梨県では、不妊に悩む夫婦等を対象に不妊に関する個別の相談、情報提供を行っています。

- 不妊(不育)相談センター(ルピナス)
☎055-254-2001
(第2・第4水曜日15:00～18:00)
※祝日、年末年始を除く。

①休日、夜間、救急時の相談先

■山梨県小児救急電話相談

小児医療に精通した看護師が、お子さまの夜間の急な病気（発熱、下痢、嘔吐などの症状に対する応急処置、座薬の使い方など）に関する電話相談に対し、助言をします。（電話による診断、治療はできません）

☎#8000（短縮ダイヤル）

※ダイヤル回線の場合

☎055-226-3369

【利用時間】

平 日：19:00～翌7:00

土曜日：15:00～翌7:00

休 日：9:00～翌7:00

※ひきつけなど、明らかに救急の場合は、医療機関または119番へご連絡ください。

②休日、夜間、救急時の医療機関

■小児初期救急医療センター

中学生までのお子さまの休日や夜間の急病時に、小児科医による診療が受けられます。症状によっては対応できない場合もありますので、あらかじめ電話で確認してから受診してください。

【場所】

甲府市幸町14-6 甲府市地域医療センター内

☎055-226-3399

【診療時間】

・平日夜間（毎日） 19:00～翌7:00

・土曜日 15:00～翌7:00

・休日（日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日））

9:00～翌7:00

※頭部打撲、やけど、けが、骨折などの外科疾患には対応できません。



③子どもの誤飲事故が起こった時の相談先

■（公財）日本中毒情報センター（中毒110番）

化学物質（たばこ、家庭用品など）・医薬品・動植物の毒などによる急性中毒の発生時に、ご相談ください。（情報提供料：無料）

[大阪中毒 110番]

☎072-727-2499

（365日24時間）

[つくば中毒 110番]

☎029-852-9999

（365日24時間）

[たばこ専用電話]

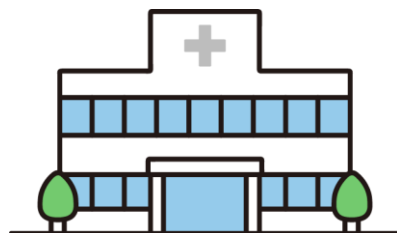
☎072-726-9922

（365日24時間、自動音声応答による情報提供）



④県内の医療機関について

山梨県ホームページ「県内の医療機関等」より、ご確認ください。



⑤ご家庭での応急措置など

お子さまのけがや病気の時は医師の診察が必要ですが、その前に家庭でできる応急措置の方法などをまとめましたので、参考にしてください。

なお、山梨県発行の「こども救急ガイドブック（上手なお医者さんのかかり方）」をご覧くださいと、より詳しく掲載されています。



●発熱時

こまめな水分補給（常温程度）。寒気があるときは暖かく、体の熱感が出てきたら掛け物や衣服は薄めに。着替えをこまめに。

○救急受診の目安

水分を受けつけない。おしっこが半日くらいでない。ぐったりしている。けいれんを起こした。呼吸がおかしい。下痢や嘔吐の繰り返し。高温多湿の場所にいた（熱中症の疑い）。

●けいれん

平らなところに静かにねかせて、衣服をゆるめる。吐物がつまらないよう顔を横に向ける。抱きしめる・ゆする・たたく・大声などを避ける。口の中にもものや指を入れない。

○救急受診の目安

けいれんが5分以上続いた。顔色が紫色になっている。意識が戻らない・はっきりしない。初めてけいれんを起こした。24時間以内に2回以上けいれんを起こした。生後6か月未満。体温38℃以下でけいれんを起こした。

●頭を打った

こぶがある場合は氷のうなどで冷やす。出血がある場合は清潔なタオルやガーゼなどで圧迫する。

※頭を打った後、2日間は普段と変わったところがないか注意する。

○救急受診の目安

痛みが強くなる。吐き気や気持ち悪さが続く。意識がない。眠ってしまう。けいれんやしびれがある。体温があがる。打ったところにへこみがある。物が見えなかったり、二重に見えたりする。



●やけど

軽度（皮膚の表面が赤い、水ぶくれができる程度）の場合は、水（流水や汲み置き、タオルに浸すなど）や氷水で冷やす。水ぶくれを破らない。重度（皮下組織まで達する・黒く焦げる・全身・広範囲）の場合は、衣服を脱がせず流水などで冷やし、濡れタオルなどで患部を包み至急受診する。

○救急受診の目安

重度のやけどの時

●誤飲・誤食

異物が口内に見えるときは人差し指をほおの内側に沿って差し入れ、異物をかき出す。頭が胸より低くなるよう体を曲げ、肩甲骨の間を強くたたく。

○救急受診の目安

けいれんを起こす。意識がない。せきが始まった。顔色が悪い。呼吸がおかしい。嘔吐が止まらない。

※医療機関を受診するまでの応急措置は下表を参考にしてください。

種類	水を 飲ませる	牛乳を 飲ませる	吐かせる
たばこ （葉・吸殻）	×	×	○
たばこ （たばこを浸した溶液）	○	○	○
洗浄剤・漂白剤 （強酸・強アルカリ）	○	○	×
防虫剤 （ナフタリン等）	○	×	○
芳香剤・消臭剤	○	○	○
灯油・マニキュア等 （石油製品）	×	×	×
ボタン電池	×	×	×